

一般競争入札を行うので、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

2024年(令和6年)12月20日

釧路市長 鶴間 秀典

記

1. 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 釧路市役所庁舎管理業務委託
- (2) 履行場所 釧路市役所本庁舎、防災庁舎、防災庁舎前広場及び敷地内
- (3) 業務概要
 - ア 別添仕様書のとおり
 - イ 予定価格 契約規則第7条第1項の規定に基づき、事後公表とする。
- (4) 履行期間 2025年(令和7年)4月1日から2030年(令和12年)3月31日まで

2. 入札参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 2023・2024年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に、取扱品目「常駐警備業務」で登録していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (4) 釧路市内に本店又は、釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿において、入札・契約締結等の委任を受けている支店・営業所等を有していること。

3. 入札参加資格の確認

- (1) 当該業務委託の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。この場合において、郵送による申請は受け付けない。
 - ア 申請書類
 - (ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
 - (イ) 会社更生法及び民事再生法に係る申立書（様式2）
 - イ 提出部数 1部
 - ウ 提出期間

2024年(令和6年)12月20日から2024年(令和6年)12月27日までの
土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

エ 提出先

釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市総務部総務課文書施設係
電話 0154-31-4507

オ 提出方法

持参によることとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

- (2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市総務部総務課文書施設係においてこの告示の日から配布する。また、釧路市役所ホームページにも掲載する。
- (3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該業務委託の入札に参加することができない。
- (4) その他
- ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された資料は、提出者に無断で使用しないものとする。
- ウ 提出された申請書類は、返却しない。

4. 入札参加資格通知

入札参加資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という）により通知する。

(1) 通知日時

2025年(令和7年)1月6日 午後1時から午後5時まで

(2) 通知する場所

3の(1)エと同じ。

(3) その他

- ア 確認通知書は(2)に示す場所で当該申請者に、参加申請時に示す所定の手続きを経て直接手渡しするものとし、郵送その他による通知は行わない。
- イ 確認結果について、電話等による質問は受け付けない。

5. 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この場合には、2025年(令和7年)1月7日までに書面を提出して行わなければならない。
- (2) (1)の書面は、釧路市総務部総務課文書施設係に持参して提出するものとする。
- (3) 説明を求めた者に対しては、2025年(令和7年)1月8日までに回答する。

6. 質問及び回答

- (1) 当該業務委託に関して質問がある場合は、文書により質問書を受付場所へ持参のうえ提出すること。
- ア 受付期間・時間

３の（１）ウと同じ。

イ 受付場所

３の（１）エと同じ。

（２）（１）の質問に対する回答は、７に示している現場説明時に口頭により回答する。なお、質問への回答は本告示の追加又は修正とみなす。

７．現場説明の日時及び場所

（１）日時 ２０２５年(令和７年)１月９日 午前１１時

（２）場所 釧路市役所 ２階会議室

８．入札執行の日時及び場所

（１）日時 ２０２５年(令和７年)１月１６日 午前１１時

（２）場所 釧路市役所 ２階会議室

９．入札方法等

（１）入札者は、所定の入札書に必要事項を記入し、提出しなければならない。

（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）入札回数は、３回までとする。ただし、初回又は第２回目の入札において、参加を辞退した者又は無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。

（４）第３回目の入札において予定価格以下の金額の入札がない場合は、不落随契を行うものとする。なお、不落随契を行う場合は、最低入札価格の応札者を含めた２者以上から見積書を徴する。

（５）不落随契が成立しないときは、入札を中止し、再度公告入札をするものとする。

１０．最低制限価格制度

（１）釧路市業務委託最低制限価格設定要領による最低制限価格を設定し、事後公表とする。

（２）最低制限価格を下回る価格をもって入札したものは失格とし、再度の入札に参加できないものとする。

１１．入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

（１）契約規則第１０条各号の一に該当する入札

（２）本告示に示した条件を満たさない者が行った入札

（３）申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

12. 入札保証金

契約規則第6条第3号及び釧路市契約規則の施行について（平成17年釧路市庁達第3号。以下「規則の施行について」という。）第2章第1節3規則第6条関係第2号イに基づき免除する。

13. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、このうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、10の(2)にかかわらず、再度の入札を行う。
- (2) 有効な入札のうち、最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

14. 入札結果の公表

入札結果については、入札日の翌日に釧路市ホームページにより公表する。

15. 契約締結期限

当該業務委託の契約締結期限は2025年(令和7年)1月22日午後5時までとし、期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

16. 契約保証金

契約規則第30条第6号及び規則の施行について第3章第1節4規則第30条関係第2号アに基づき免除する。

17. 契約書の作成要否

要

18. 契約金の支払い方法

毎月の履行状況を確認のうえ、月払いする。

19. その他

前各項に定めるもののほか、入札参加者は契約規則その他の関係法令を遵守すること。

※ 本告示についての問合せ先

釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総務部総務課文書施設係

電話 0154-31-4507